

### 3 被告の姿勢

国会事故調は、調査を踏まえて、被告に対して、津波到達時刻について波高計設置位置のデータを用いていることと沖合1.5km地点からサイトまでの所要時間についてどのように考えているのかについて回答を求めた。これに対し被告は、「『15時35分頃』としている津波第二波の到達時刻は、波高計の測定記録です。(略)津波再現計算によると、この1.5kmの伝播所要時間は約2分半です。波高計測定記録に基づいて推定される敷地への津波到達時刻は、15時35分の約2分半後、すなわち15時37～38分頃であったと考えられます。ただし、港湾内の検潮所の記録は取得できておりませんので、正確な時刻は把握できておりません。」と回答した(国会事故調報告書参考資料=甲第2号証77ページ)。

これについては、被告は、東電「最終」報告書で態度を翻しており、その誤りについては後述するが、被告においても、国会事故調への回答では、津波第二波の福島第一原発敷地への到達時刻が15時35分頃とすることは根拠がなく、敷地への到達時刻は15時37分～38分頃とするのが妥当と認めていたものである。

### 4 まとめ

以上に述べたところ、特に津波第二波の写真の分析から、津波第二波が4号機海側エリアに着岸したのは15時37分頃であり、1号機敷地に浸水するのは15時38分以降、おそらくは15時39分頃と判断するのが妥当である。

## 第8 全交流電源喪失の原因についての結論

以上に述べたところから、少なくとも1号機に関して言えば、津波第一波による海水ポンプの被水の事実はなく(また1号機A系についてはその事実の有無にかかわらず)津波第一波による海水ポンプ被水停止によって非常用交流電

源が停止したということではなく、津波第2波が浸水したのは15時38分以降であるから1号機A系についても1号機B系についても津波第2波の到達以前に非常用交流電源が喪失しており、両系統ともに、非常用交流電源喪失の原因は津波ではあり得ない。その結果、1号機の全交流電源喪失の原因は津波ではあり得ない。

## 第9 被告の態度

### 1 「最終」報告書で津波第2波到達時刻を15時35分と主張する鉄面皮

先に述べたとおり、被告は、国会事故調に対しては、15時35分頃としている第2波到達時刻は波高計の測定記録であり、福島第一原発敷地への第2波到達時刻はその2分半後の15時37～38分頃と考えられると回答していた（国会事故調報告書参考資料＝甲第2号証77ページ）にもかかわらず、東電「最終」報告書では、波高計設置位置では15時33分頃から急速に水位が上昇していることを根拠に第2波の敷地到達時刻は15時35分頃としている（東電「最終」報告書8～9ページ）。

水位（O.P. [m]）

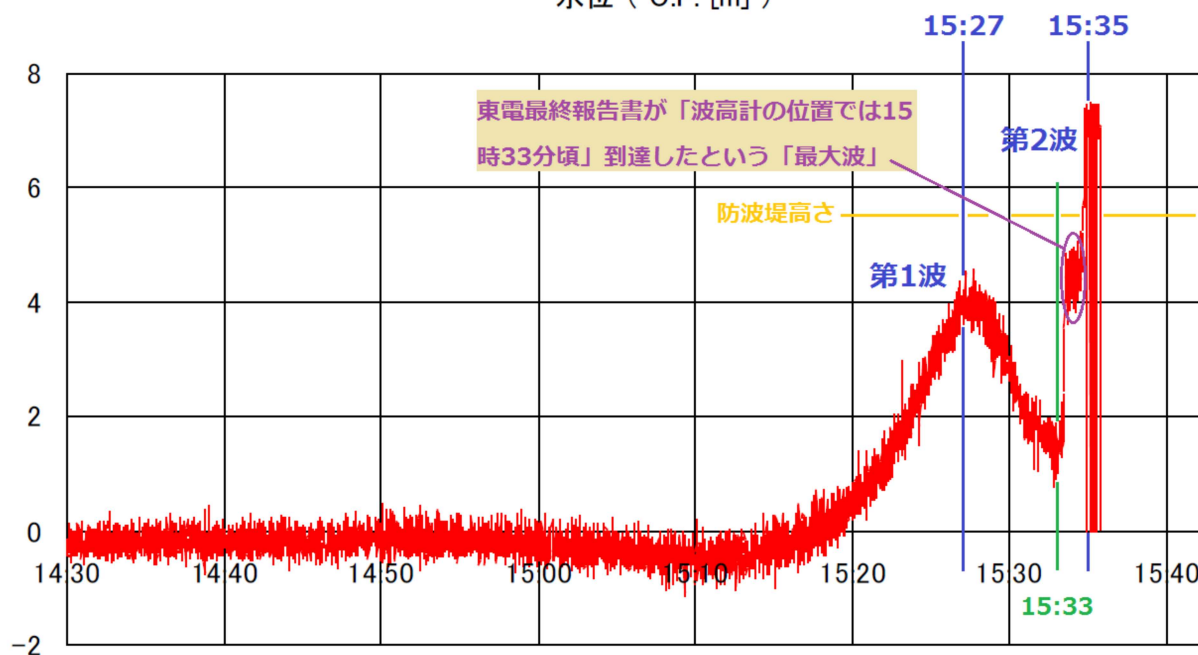


図7 東電「最終」報告書の主張の波高計実測波形へのあてはめ

図7で示すように、波高計の実測波形では確かに15時33分過ぎから急速に水位が上昇しているが、その水位上昇は被告が言うような「15時33分頃から急な水位上昇が観測され、その直後に測定限界であるO.P.+7.5mを超えている」（東電「最終」報告書8ページ）のではなく、一旦O.P.+5m弱で水位上昇が停滞し、15時35分頃になってまた急速に上昇してO.P.+7.5mを超えているのである。波高計設置位置を15時33分ないし15時34分頃に通過した波の波高はO.P.+5m弱であり、波高計設置位置通過後に大幅に波形が変わって波高が大幅に高くなるのでない限り、防波堤を越えない。



写真5（写真7の1分08秒前）



写真6（写真7の0分57秒前）

実際、(被告の主張ではなく本来の) 第2波が防波堤突端に達した写真(写真7)の1分08秒前及び57秒前に撮影された写真5, 写真6には、防波堤突端に防波堤を越えない小規模な波が到達したところが写っている。これは第2波の最初の波の1分前後前の波であるから、波高計設置位置を15時34分頃に通過した波であることが明らかである。

つまり、被告が東電「最終」報告書で波高計設置位置で15時33分頃から急速な水位上昇が観測されたとしている波は、15時34分頃に波高計設置位置を通過して15時35分頃に防波堤突端に達しおそらくは15時36分頃に福島第一原発敷地付近に到達しているはずであるが、その波は防波堤も東波除堤も越えられない、原発施設に何ら影響のない小波であった。

もっとも、被告の「最終」報告書9ページの記載は再現計算の話をしていると読めるあいまいな記載をしている。その場合でも、国会事故調が津波再現計算の津波到達時刻の記載について質問したのに対して、被告は「津波の再現計算では、波高計で観測された時刻よりも少し早い時刻に第二波が波高計位置で現れております。保安院へ提出した報告書では『解析結果によると』と断った上で再現計算結果を報告しております。当社は、波高計の観測記録が正と考えております。再現計算の精度向上については今後の課題と考えております。」と回答しており(国会事故調報告書参考資料=甲第2号証77ページ)、再現計算の精度が低く波高計の実測波形が正しいと認識しているのであるから、波高計の実測波形を無視して再現計算によって津波の到達時刻を論じることが誤りであるとわかっているはずである。

従って、東電「最終」報告書の津波の到達時刻に関する記載は、被告が自ら誤りであることを認識し、かつ国会事故調に対して誤りであると認めた考え方を、素知らぬ顔で国民一般や政府に対して示しているものであり、二枚舌でありまた鉄面皮の嘘つきというべきものである。

## 2 運転員への「再度確認」

第4で触れたように、国会事故調が地震当日1号機の機器の操作や計器の監視に携わっていた運転員から1号機A系の非常用交流電源の喪失時刻を聴取したところ、被告はこの運転員に「再度確認」して異なる証言を得たと主張している。

事実関係について、より具体的にいえば、以下の通りである。

国会事故調のヒアリングは、2012年4月27日に、当時被告の運転員・作業員の宿舎となっていたJビレッジで、2011年3月11日当日に1号機中央操作室にいた運転員のうちパネル監視や機器の操作を直接担当した者4名に対して同時に行われ、東電側から別に1名が立ち会っていた。このヒアリングでの1号機A系非常用ディーゼル発電機トリップの時刻に関するやりとりは以下の通りであった。

**【運転員】** 1個目がこけたっていうのは聞こえて、何でこけたんだろう、って言っているうちに、もう一つがこけてSBOになったっていう、話です。

**【調査員】** あー、そうなんですか。ただ要するにほら日誌にはどこにも1Aがいつ飛んだって話は書いてなくて、かつ、ほらわざわざこう、あの、かっこして「1Aはいつ？」って書いてあるので、たぶんじゃ皆さん分からなかったのかな、と思ってお聞きしている。

**【運転員】** ああそれは、中操内では、こけてったというのはわかってました。はい。

**【調査員】** それは、その、それからしばらくしてというのは、「しばらく」はどれくらいの時間でしょうか。

**【運転員】** そんなに大きな時間差はないです。本当に何でだろうって言うてる、何が理由でトリップしたんだろうって言うてるうちに、止まったっていうイメージですね。ほんと、ほんとももの1、2分とかいうそういうオーダーですね、はい。

【調査員】ものの1，2分くらい？

【運転員】10分，20分とかいうそういう時間差はなかったですね。

【調査員】逆に言えば何秒という話でもなくて，まあ1，2分ぐらいの感じ？

【運転員】そこの時間感覚は，ちょっと，わかんないですね，はい。

【調査員】もちろん，あの正確な話を今聞いているのではなくて，まあオーダーというか，それは分のオーダーですね，1分2分の。

【運転員】まあ，まあ長くても2，3分かな，っていう，それ以内ですね。

このように，1，2分という数字も，そのオーダー（桁）であるということも運転員側から出された話であり，調査員側も再確認しており，この場面で話している運転員は同一人物であるが，その場にいる他の3名の運転員からも異論や違和感は示されなかったものである。この証言から国会事故調は，1号機A系非常用ディーゼル発電機のトリップと1号機B系非常用ディーゼル発電機のトリップの間に1，2分または分単位の時間間隔があったというのが事故時に1号機中操でパネル監視や機器操作を行っていた運転員の共通認識と判断した。また，別の機会に国会事故調が行った事故時1号機中操にいた別の運転員のヒアリングにおいて，運転員が1号機A系のトリップを認識したときには（そのときにトリップしたのではなく）すでにトリップしていたという判断も示されている。これらの事実から，国会事故調は1号機A系非常用ディーゼル発電機のトリップ時刻は1号機B系非常用ディーゼル発電機よりも少なくとも1分か2分早いと判断した。

国会事故調は，報告書を作成するに当たり，東電に反論の機会を与える意味も含め，2012年5月10日付でこの点を示した上で（前述の通りヒアリングに東電の立会者がいたので秘匿する意味もなかった）東電に対して1号機A系の非常用電源喪失時刻について他に認定資料があるかを質問した。

これに対し，東電が再度確認したところ当該運転員を含め数名から1Aと1Bの停止時刻は「ほぼ同時」という証言が得られたとの回答がなされた（2

012年5月30日付回答)。

この回答の中で東電は、その後2012年5月17日に再度確認したところ数名の運転員から「ほぼ同時」という証言が得られたというが、東電は、国会事故調が設定した回答期限を一度延ばして自ら設定した回答期限の5月24日に「現在確認中」として、回答をさらに5月30日に先延ばしした上で上記の回答をした。東電が5月17日にその主張する証言を得ていたのであれば、なぜ5月24日に回答しなかったのかという点にも疑問があることが国会事故調報告書でも指摘されている。

(国会事故調報告書参考資料＝甲第2号証64～65ページ参照)

上述の通り、国会事故調のヒアリングは、被告が管理している場所で運転員4名が同席する状態でしかも被告側の立会人まで置いてなされたものである上、問答上も時間幅について調査員側からは運転員の回答を繰り返す以外には自ら数字を示すこともなく、「1，2分」「2，3分」の言葉は運転員側で言い出したものであり、任意かつ自発的に出たものであることが明らかである。

この明らかに任意かつ自発的な証言を、当該運転員の勤務先である被告が密室で（少なくとも国会事故調側に聴取の予告も立ち会い要請も立ち会いももちろんなかったし、聴取結果の開示も全くない）「再度確認」して覆させたことは、有形無形の圧力の存在を示唆するものであり、極めて非常識な行為である。

### 3 まとめ

被告は、津波の到達時刻に関して誤りと自ら認識し国会事故調に対しても誤りであったと回答した虚偽の主張を一般国民や政府に対しては今なお述べ続けており、1号機A系の非常用ディーゼル発電機の停止時刻に関して自らに不利な聴取結果を知るや従業員を密室で「再度確認」してその証言を覆させるといふ異常な行動に出ており、他にも津波来襲状況を撮影した写真の撮影者への国会事故調のヒアリングを阻止するなど、津波原因説が覆されることを阻止すべ








くなりふり構わぬ言動をとり続けている。








このように原発の存続のためには平然と嘘をつき異常な行動に出る被告が、原発の安全性を主張するに当たっては他の論点についても同様の姿勢にでることが推認でき、本訴においても被告の主張の信用性の判断は、ことのほか慎重になされるべきである。



別表

津波来襲写真（4号機タービン建屋南側撮影）の整理

番号	写真（縮小版）	カメラの内蔵時計上の撮影時刻（15時）	第2波4号機海側エリア着岸との時刻差	備考
1		35分16秒	7分05秒前	第1波
2		35分50秒	6分31秒前	第1波
3		36分18秒	6分03秒前	第1波
4		36分43秒	5分38秒前	第1波
5		40分17秒	2分04秒前	東電最終報告「最大波」防波堤突端到達
6		40分28秒	1分53秒前	そのまま消え去る「最大波」
7		41分25秒	0分56秒前	第2波防波堤突端到達

8		41分36秒	0分45秒前	第2波
9		41分53秒	0分28秒前	第2波
10		41分58秒	0分23秒前	第2波
11		42分21秒	±0	第2波4号機 海側エリア着 岸
12		42分25秒	0分04秒後	第2波
13		42分58秒	0分37秒後	第2波（後続 波）
14		43分13秒	0分52秒後	第2波（後続 波）